

平成28年度

坂泰山国有林森林整備事業
(間伐・伐採系・造林)

閱 覧 図 書

閲覧図書内訳

- (1) 請負契約書(案)
- (2) 契約情報の公表様式
- (3) 入札者注意書

和歌山森林管理署

(案)

森林整備事業請負契約書

- 1 事業名、請負物件、契約面積、請負予定数量、請負予定金額、事業場所及び生産完了検査場所

事業名	請負物件	契約面積	請 負 予定数量	請負予定金額	事業 場所	生産完了 検査場所
坂泰山国有林 森林整備事業 (間伐・伐採 系・造林)	スギ外	記番別作 業内訳書 のとおり	作 業 工 程 別 数 量 内 訳 書 の と おり	請負金額 金 円也 (うち取引に係る消費税及び地 方消費税額 金 円也)	坂 泰 山 国有林 1 4 は 2 林 小 班外	坂泰山国 有林 1 4 は 2 林 小 班外山元 土場

- 2 事業期間

自 契約締結の日の翌日

至 平成30年 2月28日

- 3 選択条項 別冊約款中选择される条項は次のとおりである。

(選択されるものは○印、削除されるものは×印。)

適用削除の区分	選択事項		選択条項
×	契約保証金の納付		第4条第1項第1号
×	契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券等の提供		第4条第1項第2号
×	銀行、甲が確実と認める金融機関等の保証		第4条第1項第3号
×	公共工事履行保証証券による保証		第4条第1項第4号
×	履行保証保険契約の締結		第4条第1項第5号
○	支給材料及び貸与品		第15条
○	部分払	月 1 回以内	第34条
×	前金払	分の 以内	第36条第1項
×	中間前金払		第36条第3項
×	国庫債務負担行為に係る契約の特則		第39条

- 4 支給材料及び貸与物件

品 名	品質規格	数 量	引渡予定場所	引渡予定月日
素材トラック運搬送状	複写式用紙番号1337	6 冊	和歌山森林管理署	平成 年 月 日
植付器具	コンテナ苗用	6 本	和歌山森林管理署	平成 年 月 日

5 特約事項

- (1) 請負代金は、近畿中国森林管理局において支払うものとする。
- (2) 提案された技術提案（不採用項目は除く）について、請負者は履行するものとする。

別紙 1 のとおり

また、採用された技術等にかかわる提案を履行できなかった場合で、再度事業実施が困難あるいは合理的でない場合は、発注者は請負者に対して契約金額の減額または損害賠償請求を行なうことができるものとする。

- (3) この契約に係る平成 28 年度の部分払は行わない。
- (4) 伐倒木の持ち出しは禁止する。
- (5) 明許繰越費に係る翌年度に渡る債務負担 別紙 2 のとおり。
- (6) その他事項 別紙 3 のとおり

上記の事業について、発注者と請負者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約書及び平成 28 年 12 月 7 日に交付した国有林野事業製品生産事業請負契約約款によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、請負者が共同事業体を結成している場合には、請負者は別紙共同事業体協定書により契約書記載の事業を共同連帯して請け負う。

本契約の証として本書 2 通を作成し、当事者記名押印の上、各自 1 通を保有する。

平成 年 月 日

発注者 住所 和歌山県田辺市新庄町 2 3 4 5 - 1
分任支出負担行為担当官
和歌山森林管理署長 井上 康之 印

請負者 住所
氏名 印

別紙 1

技術提案に関する特約事項

提 案 項 目	提 案 内 容
安全管理への工夫と対策	
事業期間の設定、工程管理に係わる技術的所見	
事業上の課題に係わる技術的所見 課題：「植付作業を効率的に行うための皆伐作業の工夫」の技術的所見について	
品質の確認方法及び管理方法に対する技術的所見 課題：「市場の要求を把握した有利採材の工夫」の技術的所見について	

別紙 2

第 1 繰越明許費に係る翌年度にわたる債務負担に基づく契約において、各会計年度における請負代金の支払の限度額（以下「支払限度額」という。）は次のとおり。

平成 2 8 年度	0 円
平成 2 9 年度	（請負予定金額）円

2 支払限度額に対応する各会計年度の出来高予定額は次のとおりとする。

平成 2 8 年度	0 円
平成 2 9 年度	（請負予定金額）円

特 記 仕 様 書

1. 搬出区域での間伐については、原則として列状間伐（1 伐 3 残）で行うこと。
なお、搬出が不可能で存置となる場合については、定性間伐で行うこと。
2. 森林作業道作設に当たっては、森林作業道作設仕様書及び以下のとおりとする。
 - （1）路線計画
路線計画は、十分に踏査を行い、監督職員等との合議のもと設定すること。
また、設定した計画どおりの施工が困難となる状況が発生したときは、速やかに監督職員に相談すること。
 - （2）切盛土の均衡
切盛土量が過不足する場合は、山側から谷側への横断方向での土量調整だけでなく、前後の路面高の調整など縦断方向での土量調整を行うこと。
 - （3）支障木伐採
森林作業道作設に伴う支障木の伐採に当たっては、不用意に先行伐採せずに、バックホウのオペレータ等と十分に打ち合わせを行った上で、必要最小限の範囲の伐採とすること。
 - （4）掘削表土、根株等の利用
掘削表土や根株は、盛土のり面の保護に利用する。表土は地山の土と交互に概ね 30cm の層毎にバケット等で十分締め固めて盛土のり面に固定する。根株は、盛土の法面に根系部分を安定するように据え置き十分に締め固めること。
なお、根株を幾つも重ねて積み上げることや、根株や枝条、残材などを盛土路体内に完全に埋設することは、根株の滑落や、不十分な締め固めに繋がるので避けること。
ただし、土質、根株の大きさ、集材方法及び山腹傾斜などから、盛土のり面保護に向かない場合は、安定した状態で林内に存置し自然還元を図ること。
3. 森林作業道及び土場等の作設に当たって、保安林指定箇所については、予め県と協議が必要なため、契約後速やかに監督職員と疎通の上、路線計画を設定し必要書類を提出すること。
4. 事業区域外で支障木が発生する場合には、速やかに監督職員に報告すること。
5. 事業実行に当たって、既存の道路、施設等に被害を与えないこと。
万一、被害を与えた場合は、請負者の負担で修繕すること。

6. 採材に当たっては、別紙造林事業（誘導伐・天然林受光伐・育成受光伐・保護伐）仕様書、及び造林事業（保育間伐（活用型））仕様書に基づき、監督職員の指示の下、行うこと。

所定の長級及び径級で通直材が採材できない素材、及び欠点材については、低質材として可能な限り搬出すること。

記 番 別 作 業 内 訳 書

(国有林名) 林小班	作業種	区域 面積 等	控除 面積 等	契約 面積 等	作業予定期間		備考
					自	至	
(坂泰山) 14は2	保護伐	4.66 ha		4.66 ha	契約締結の翌日	平成30年2月28日	西牟婁森林事務所
(坂泰山) 14は2	活用型 間伐	2.29 ha		2.29 ha	契約締結の翌日	平成30年2月28日	〃
(坂泰山) 14へ	活用型 間伐	2.71 ha		2.71 ha	契約締結の翌日	平成30年2月28日	〃
小計	保護伐	4.66 ha		4.66 ha			
	活用型 間伐	5.00 ha		5.00 ha			
合計		9.66 ha		9.66 ha			
(坂泰山) 14は2	植付	4.66 ha		4.66 ha	契約締結の翌日	平成30年2月28日	西牟婁森林事務所 新植 コンテナ苗 スギ 2.76ha 5,600本 ヒノキ 1.90ha 4,000本
合計		4.66 ha		4.66 ha			
(坂泰山) 14は2	防護柵 設置	2.00 km		2.00 km	契約締結の翌日	平成30年2月28日	西牟婁森林事務所 標準張り 1.30km 斜め張り 0.70km
合計		2.00 km		2.00 km			

作 業 工 程 別 数 量 内 訳 書

材種	作業工程	細目	数量	備考
立木	全木伐倒	保護伐	4,024 m ³	
立木	全木伐倒	活用型 間伐	1,087 m ³	
		計	5,111 m ³	
素材	集造材・運材		1,250 m ³	運材は山元土場までとする。
	内訳	一般材	950 m ³	
		低質材	300 m ³	
		計	1,250 m ³	
素材	トラック運搬		950 m ³	
	内訳	一般材	950 m ³	坂泰山山元土場～田辺木材共販所
		計	950 m ³	
造林	植付	スギ・ヒノキ	4.66 ha	スギ 2.76ha ヒノキ 1.90ha
		計	4.66 ha	
造林	防護柵設置		2.00 km	標準張り 1.30km 斜め張り 0.70km
		計	2.00 km	

立 木 資 材 内 訳 書

国有林 林小班	伐採種	面積 h a	樹種	本数 本	材積 m ³	備考
坂泰山 14は2	保護伐	2.49	スギ	4,950	2,441	素材生産見込数量 : 600 m ³
	保護伐	2.17	ヒノキ	5,633	1,583	素材生産見込数量 : 450 m ³
	小計	4.66		10,583	4,024	1,050 m ³
坂泰山 14は2	活用型 間伐	0.11	スギ	50	27	素材生産見込数量 : 10 m ³
	活用型 間伐	2.18	ヒノキ	1,452	395	素材生産見込数量 : 50 m ³
	小計	2.29		1,502	422	60 m ³
坂泰山 14へ	活用型 間伐	2.71	スギ	1,350	665	素材生産見込数量 : 140 m ³
	活用型 間伐					
	小計	2.71		1,350	665	140 m ³
小計	保護伐	4.66		10,583	4,024	
	活用型 間伐	5.00		2,852	1,087	
	計	9.66		13,435	5,111	素材生産見込数量 : 1,250 m ³ 内 一般材見込数量 : 950 m ³ 内 低質材見込数量 : 300 m ³

造林事業（誘導伐・天然林受光伐・育成受光伐・保護伐）仕様書

適用範囲

この仕様書は、森林管理署等の実施する誘導伐請負事業、天然林受光伐請負事業及び育成受光伐請負事業並びに保護伐請負事業に適用する。

1 伐倒及び集造材

（１）区域内の調査立木は全て伐倒すること。

（２）下表の素材（通直材）が採材可能なものを原則として採材、搬出すること。

ただし、監督職員の指示のある場合はこの限りでない。

樹 種	長級 （m）	径級 （c m）
ス ギ	3	1 4 上
	4	1 4 上
ヒノキ	2	2 4 上
	3	1 3 上
	4	1 1 上
	6 上	1 4 上

2 伐倒及び集造材作業にあたっての留意事項

（１）伐倒及び集造材作業において、他の残存木を損傷しないよう注意すること。

（２）かかり木については適切な方法で処理すること。

（３）ワイヤーロープその他機械器具等、作業終了後、残置することのないよう留意すること。

3 請負数量の確定

生産完了検査場所における検査数量の累計とする。

4 部分払における数量の確定

生産完了検査場所における検査数量とする。

5 その他

その他必要な事項については、監督職員の指示に従うこと。

造林事業（保育間伐（活用型））仕様書

適用範囲

この仕様書は、森林管理署等の実施する保育間伐（活用型）請負事業に適用する。

1 伐倒及び集造材

- （１）区域内の間伐対象木は全て伐倒すること。
- （２）下表の素材（通直材）が採材可能なものを原則として採材、搬出すること。
ただし、監督職員の指示のある場合はこの限りでない。

樹 種	長級（m）	径級（cm）
ス ギ	3	14上
	4	11上
ヒノキ	2	20上
	3	14上
	4	11上
	6上	14上

2 伐倒及び集造材作業にあたっての留意事項

- （１）伐倒及び集造材作業において、他の残存木を損傷しないよう注意すること。
- （２）かかり木については適切な方法で処理すること。
- （３）ワイヤーロープその他機械器具等、作業終了後、残置することのないよう留意すること。

3 請負数量の確定

- （１）伐倒数量
契約書に記載された予定数量とする。
- （２）素材数量
生産完了検査場所における検査数量の累計とする。

4 部分払における数量の確定

- （１）伐倒数量
面積按分による材積とする。
- （２）素材数量
生産完了検査場所における検査数量とする。

5 その他

その他必要な事項については、監督職員の指示に従うこと。

製品生産事業請負近畿中国森林管理局仕様書

第1 適用範囲

- (1) この仕様書は、近畿中国森林管理局管内の森林管理署及び森林管理事務所が実施する製品生産事業請負に適用する。
- (2) 前項の製品生産事業請負の実行においては、「国有林野事業製品生産事業請負契約約款」（以下「請負契約約款」という。）及び「製品生産事業請負標準仕様書」（以下「標準仕様書」という。）の定めによるほか、この仕様書によらなければならない。
ただし、個々の事業に対し特別必要な事項については、森林管理署長及び森林管理事務所長（以下「署長等」という。）が別に定める特記仕様書によるものとする。
- (3) 契約書、図面及び特記仕様書に記載された事項は、この仕様書に優先するものとする。

第2 請負金の支払

製品生産事業請負は、請負契約書記載の「請負予定単価」による単価契約ではなく、概算契約であることから、生産数量が確定した時点で請負金の精算を行う。

請負契約約款第32条に規定する請負金の算出は次のとおり行うものとする。

(1) 直接費確定額

直接費確定額は直接費変動費単価×確定数量＋直接費固定費金額とし、円未満の端数を切捨のうえ、生産完了地点の異なるごとに直接費確定額を精算して確定直接費合計額を算出する。

ただし、直接費変動費単価及び直接費固定費金額は、予定価格を構成する前記単価及び金額に落札比率を乗じて求めた額によるものとし、確定数量は生産完了検査場所における検査数量の累計とする。

(2) 間接費確定額

$$\text{間接費確定額} = \frac{\text{確定直接費合計額}}{\text{直接費合計額}} \times (\text{諸経費} + \text{労務関係費}) + \text{支給材料取扱経費}$$

とし、円未満の端数はそれぞれ切捨てるものとする。

この場合、直接費合計額、諸経費、労務関係費、支給材料取扱経費は、予定価格を構成する前記のそれぞれの金額に落札比率を乗じて求めるものとする。

(3) 消費税

$$\text{消費税額} = (\text{直接費確定額} + \text{間接費確定額}) \times \frac{8}{100} \text{ とし、円未満の端数は切捨てる}$$

ものとする。

(4) 精算

請負代金確定額は直接費確定額、間接費確定額の合計額とし、請負代金確定額から部分払支払額累計を控除したものを精算額とする。

(5) 計算様式

別に定める「完了検査調書内訳書（請負代金確定算定書）」のとおりとする。

第3 部分払

請負契約約款第34条に規定する部分払の請負金相当額算定は次のとおり行うものとする。

(1) 完済部分に対する部分払

生産完了検査場所における検査合格数量（引渡し数量）に対する部分払とし、その請負代金算定は次のとおり行うものとする。

$$\left[\text{直接費単価} \times \text{今回検査数量} + \frac{\text{今回出来高直接費}}{\text{直接費合計}} \times \text{間接費合計額} \right] \times \frac{108}{100} \times \frac{9}{10}$$

以内とし、千円未満の端数は切捨てるものとする。

この場合、直接費単価、直接費合計、間接費合計額は、予定価格を構成する前記単価及び金額に落札比率を乗じて求めた額によるものとし、直接費単価は生産完了工程までの変動費、固定費を含む単価とする。

(2) 計算様式

別に定める「部分検査調書内訳書（請負代金算定書）」のとおりとする。

第4 事故報告書

標準仕様書第21条における事故とは、4日以上 の休業を要した労働災害、第三者に及ぼした事故及び第三者から受けた事故とする。

第5 伐倒

(1) 標準仕様書第27条第1項における別途定めのある場合とは、署長等が特記仕様書により定めた場合又は監督職員の指示を受けた場合とする。

(2) 標準仕様書第27条第3項における別途定めとは、標準地又は選木モデル区域のみに調査木の標示がある場合とする。

この場合、標準地又は選木モデル区域以外の伐区内の選木方法については、署長等が定める特記仕様書により行うものとする。

ただし、監督職員の指示を受けた場合はこの限りでない。

第6 採材

標準仕様書第28条第1項における特段の指示がある場合とは、署長等が特記仕様書により定めた場合とする。

第7 玉切り

標準仕様書第29条第3項に定める採材寸法表等は、署長等が特記仕様書に定めるものとする。

ただし、定めのない場合は、延寸は2～5cmとする。

第8 作業路

作業路（集材路）の開設は、標準仕様書第31条の定めによるほか、署長等が定める特記仕様書により行うものとする。

第9 巻立

標準仕様書第33条第1項に定める巻立基準表等は、署長等が特記仕様書に定めるものとする。

ただし、定めのない場合は、監督職員の指示による。

第10 トラック運材

標準仕様書第34条第2項における封印は、一般材の生産が多く見込まれる林齢100年生未満及び人工林スギ・マツ主体林分、小規模・分散林分の一貫請負契約については省略することとし、素材トラック運搬送状の交付のみとする。

第11 実行記録写真管理

標準仕様書第13条の定めによる「製品生産事業請負実行管理基準」の、5(2)実行記録写真管理について、記録写真は伐採方法（皆伐、択伐及び間伐）ごとに提出するものとする。

なお、同一伐採方法に複数の国有林がある場合は、代表的な国有林の記録写真を1組提出するものとする。

第12 損害賠償基準

請負契約約款第49条に定める損害賠償のうち、契約対象物件の損傷で請負者の責に帰すもの（請負者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの）については、次の基準により賠償しなければならない。

(1) 伐倒の拙劣による損害

欠 点 名	損 傷 率
胴 折 れ	90%（立木）
引 抜 け	10%（丸太）
割 れ	10%（丸太）
株 高	10%（立木）

上記の損害を与えた場合は、その損害を次の計算式により賠償しなければならない。

損害材積×損傷率×伐倒地点時価＝要賠償金額

(2) 集造材途中に生じた品質低下

欠 点 名	損 傷 率
胴 折 れ	30%（立木）
材 長 不 足	20%（丸太）
割 れ	10%（丸太）

上記の損害を与えた場合は、その損害を次の計算式により賠償しなければならない。

損害材積×損傷率×集材地点時価＝要賠償金額

(3) その他の損害で品質低下が1本当たり材価の10%以上低下すると認められるもの。

欠 点 名

トビ傷等の著しいもの

その他品質におよぼす損傷

上記の損傷を与えた場合は、その損傷を次の計算式により賠償しなければならない。

損害材積×材価低下率×検収地点時価＝要賠償金額

注１：損害材積とは損傷を受けた丸太の原材積とする。

注２：材価低下率は聞込み等により署長等が算定した額とする。

(4) トラック運材中に生じた損傷による損害

① 損傷による損害

品質の低下に関係ある損傷は１本当りの材価が（１０％以上）低下する次のものをいい数量は材積（立方 m^3 ）をもって表わす。

イ 折損

ロ 割裂

ハ その他の損傷

賠償額の計算は次式による。

損傷材積×検収地点時価×（材価低下率）＝要賠償金額

注１：損傷材積は損傷を受けた丸太の原材積

注２：検収地点時価は署長等が算定した額とする

② 亡失によるものの損害（本数を伴うもの）

イ 発送にあたって運送品の寄託が、封印により処理されるときは、到着に際しその封印に異状ある場合のみ賠償の対象とし、その額は次式による。

（発送材積－到着材積）×検収地点時価＝要賠償額

注：発送材積は、当該運送品とほぼ同様（樹種、長径級等）の運送品の既往における１車当り運搬実績に基づいて署長等が決定する。

ただし、署長等は発送材積の決定にあたって既往の運搬実績に基づくことが不適当と認めるときは、前項にかかわらず寄託物件の樹種、長級、径級および品等別、本数材積について署長等がこれを認定するものとする。

ロ 発送にあたって運送品の寄託が本数または材積を検知して行われる場合は、賠償額の計算は次式による。

亡失材積×検収地点時価＝要賠償額

注１：亡失材積は、発送に当り材積検知を行う場合は、発送材積と到着材積の差とし、発送にあたり本数のみ検知する場合は、（発送本数－到着本数）×１本当り平均材積とする。

注２：１本当り平均材積は、既往の運搬済数量（樹種、長径級等をほぼ同じくするもの）の実績に基づいて甲が決定する。

ただし、署長等は１本当りの平均材積の決定にあたり既往の運搬実績に基づくことが不適当と認めるときは、前項にかかわらず署長等がこれを認定するものとする。

注３：検収地点時価は亡失数量の樹種、長級、径級および品等が明らかな場合は、それに基づいて署長等が算定し、樹種、長級、径級および品等が明ら

かでない場合には、既往の運搬済数量（樹種、長径級等をほぼ同じくするもの）の実績により署長等が決定するところによる。

ただし、署長等は検収地点時価の決定にあたり、既往の運搬実績に基づくことが不適當と認めるときは、前項にかかわらず署長等がこれを認定するものとする。

森林整備事業 作業仕様書総則

- 1 近畿中国森林管理局管内の造林関係請負事業の実施に当たっては、この作業仕様書、特記仕様書、造林事業請負標準仕様書、造林事業請負実行管理基準及び図面（以下、「設計図書」という。）に基づき実施するものとする。
- 2 現場は、周囲を測量杭（又はテープ）等によって標示している。
- 3 設計図書に基づき調達した材料（苗木・薬剤・シカ防護柵・肥料）の使用に当たっては、その使用方法、使用上の注意事項等を遵守し安全かつ適正な使用に努めること。
- 4 実行記録写真は、造林事業請負実行管理基準に定める実行記録写真の撮影要領に基づき撮影することとするが、一連の記録写真は契約の記番毎に1箇所以上撮影するものとする。
- 5 造林事業請負標準仕様書第21条における事故とは、4日以上 of 休業を要する労働災害、第三者に及ぼした事故及び第3者から受けた事故とする。
監督職員が指示する様式（事故報告書）は、別に定める「請負事業事故報告書」とする。
- 6 本事業の実施に必要な諸作業で、設計図書に明記していないものは、乙において実施し、その費用は乙の負担とする。

植付仕様書

(マルチキャビティーコンテナ苗)

〔植付樹種、植付本数、列間、苗間距離〕

- 1 植付樹種、植付本数は次のとおりとする。

植栽樹種	国有林	林小班	1ha 当たりの植付け
スギ	坂泰山	14 は 2	2000 本 / ha
ヒノキ	坂泰山	14 は 2	2100 本 / ha

- 2 植付は、等高線方向に沿って行い、列間距離、苗間距離は、原則次のとおりとする。

植栽樹種	国有林	林小班	列間距離	苗間距離
スギ	坂泰山	14 は 2	2.25 m	2.25 m
ヒノキ	坂泰山	14 は 2	2.20 m	2.20 m

〔苗木の管理〕

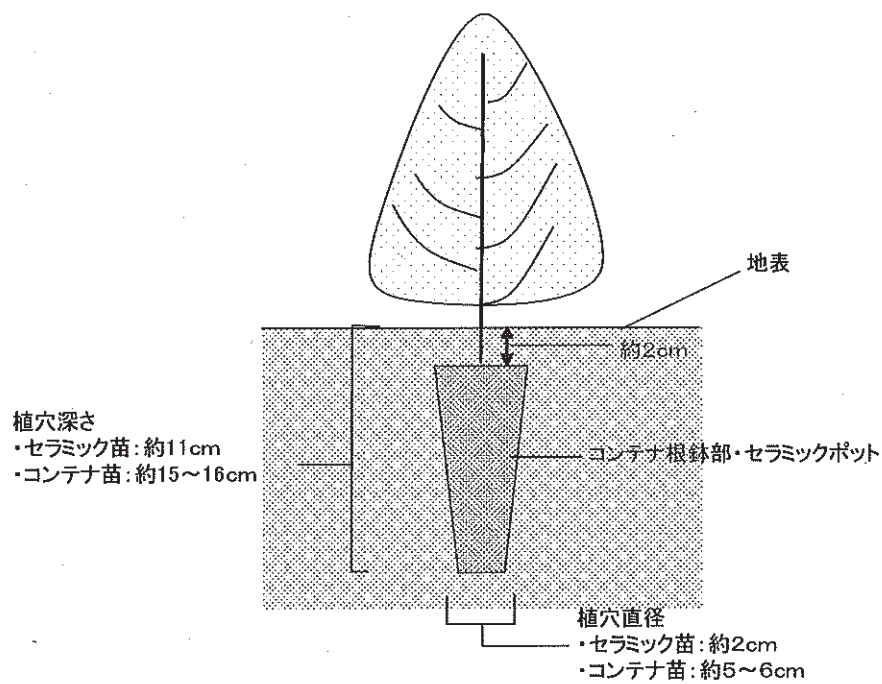
- 3 苗木は植付場所に近い日陰で、水害等の被害のおそれのない所に保管し、必要に応じてシート等で直射日光を遮断し灌水を行うなど、苗木の乾燥防止に注意すること。

〔植付要領〕

- 4 植栽器具を植付地点に挿し込み、セラミック苗は直径約 2 cm、深さ約 11 cm、コンテナ苗は直径約 5～6 cm、深さ約 15～16 cm の植穴をつくる。
- 5 植穴に苗木を挿し込み、垂直になるよう据えつける。(根鉢と植穴との間に空隙がある場合は土を入れる。)
- 6 踏付けは、体重を少しかける程度で押さえる。(根鉢を潰さないように留意すること。)
- 7 セラミックポット・根鉢の上端より 2 cm 程度の高さが植付後の地表面とする。

〔苗木の管理・取扱〕

- 8 苗木の取扱は丁寧にし、根鉢やセラミックポットの損傷等がないよう注意する。
- 9 苗木の運搬及び植付の際は、苗木袋等を使用し苗木が乾燥しないよう注意する。



苗木購入仕様書
(マルチキャビティコンテナ苗)

- 1 苗木の品質規格、数量は、次に示すとおりとする。

樹種	苗齡	苗長	根元径	数量	備考
スギ	2	35cm 上	4.0mm 以上	5,600 本	和歌山県産 150cc
ヒノキ	2	35cm 上	4.0mm 以上	4,000 本	和歌山県産 150cc
計				9,600 本	

- 2 根鉢部の規格は以下のとおりとする。

- ・コンテナ苗の根鉢部：300cc：上部径 5.6cm・下部径 4.3cm、高さ 14cm
150cc：上部径 4.5cm・下部径 3.2cm、高さ 13cm

- 3 苗木は次の条件を具えた産地系統の明確な規格苗を厳選する。

- (1) 幹が通直で堅く徒長分岐していないもの。
- (2) 枝葉が下方から適当に繁茂し「ガッチリ」と生育しており、徒長がなく、頂芽が完全なもの。
- (3) コンテナ苗の根鉢部は全体に根が回っており、固く締まっていること。
- (4) コンテナ苗の根鉢は適潤であること。
- (5) 樹勢が旺盛で、組織が充実し樹苗固有の色沢をもち、病害やその他の欠点がなく、移植後の発根能力が強いもの。
- (6) 掘取後の取扱不良による乾燥衰弱等の認められないもの。
- (7) 蒸れの原因となる葉面の湿っている苗木が梱包されていないもの。

- 4 苗木購入にあたっては、上記 1、2、3 の条件及び林業種苗法に基づく登録生産事業者等より優良苗木を購入すること。

- 5 各梱包には、生産者氏名、樹種、品種、苗齡、規格、数量、掘取年月日、梱包年月日等必要事項を登録生産事業者等発行の荷札等で明示すること。

6 苗木の梱包は、苗木各部の損傷と乾燥防止に留意し、次の要領で行う。

- (1) 梱包作業は、直射日光をさけて行うこと。また苗木は、雨や露でぬれていないこと。
- (2) 乾燥を防止するため湿らした新聞紙等で根を包み結束する。特にコンテナ苗は根鉢が崩れないよう10本単位程度に結束すること。
- (3) ダンボール箱等に入れ密閉する。

7 その他必要事項については、監督職員の指示に従うこと。

防護柵設置仕様書

(作業順序)

- 1 地拵、植付、防護柵設置を一括契約した場合は、植付に着手する前に必ず防護柵を設置し監督職員の確認を受けなければならない。

(支柱の固定)

- 2 風及び積雪等により支柱が傾斜しないようしっかり固定すること。
- 3 支柱の設置箇所は、凹凸がある場合、ネットの高さを確保するため、凸部分に設置すること。(別図1)
また、植栽区域より斜面の上部にネットを設置する場合は、傾斜変換し緩やかになった箇所に設置する。
- 4 支柱は作業を進める方向に若干傾けて打ち込み、ネットを固定する際、張りロープを進行方向の逆方向へ力をかけて引っ張り、張りロープの張力で支柱を垂直に固定する。(別図1)
- 5 力がかかる支柱や土質が不安定な箇所では、必要に応じて控えロープにより支柱の安定を図る。
また、柵の安定を図るため必要に応じ控えをとること。(別図2)
- 6 できるだけ生立木を利用するものとし、胸高直径 6cm 以上で傾きのない根張りの良い木を利用するものとする。

(ネット下部の固定)

- 7 ネットと地面とに隙間をつくらないう、根株等に針金や釘でネットの下部や押さえロープを固定する。
なお、固定する根株等は生立木あるいは長期間耐久性が見込まれるものとする。
- 8 根株等が少ない場合は、丸太でネットの下部や押さえロープを針金や釘で固定する。この際、丸太も動かないよう固定すること。
- 9 アンカーを設置する場所は、人力によって抜ける場所は設置しないこと。

(ネットの張り具合)

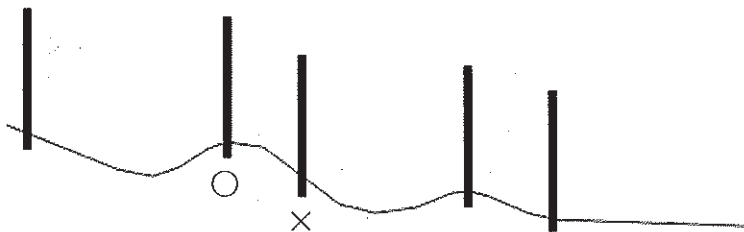
- 10 ネット上部の張りロープは、弛みが生じないよう固定することとするが、ネットについては若干弛みをもたせること。
- 11 適切な張り具合の目安として、垂直方向に目数を確認できること。
- 12 急傾斜地において、ネットの荷重により斜面下部にネットが必要以上に引っ張られる場合は、それを防ぐために結束バンド等でネットの上部と張りロープを固定する。

(スカートネット)

- 13 スカートネットと防護柵本体との空間には、可能な限り、雑木、枝条等を入れ込み、シカ等の侵入を防ぐ工夫を施す。

(別図1)

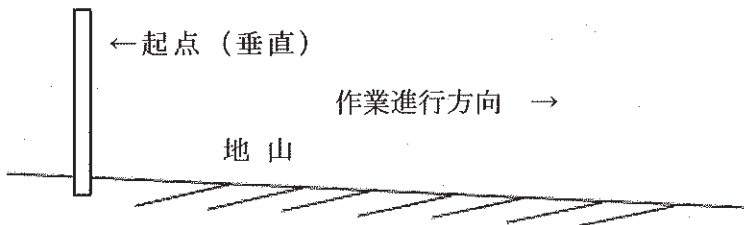
支柱の設置箇所



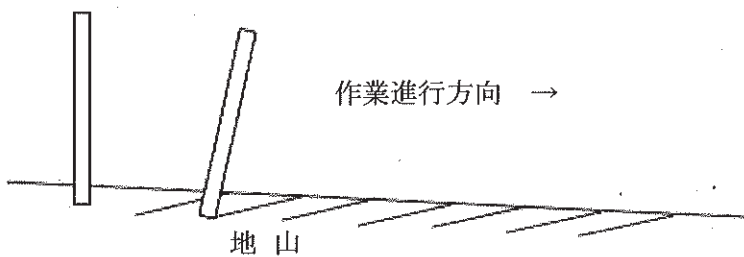
(支柱の間隔は4 m程度 (立木が無い場合))

支柱の打込箇所は地山の凹凸がある場合、ネットの高さを確保するため、できる限り凸部分に打ち込む方が良い。

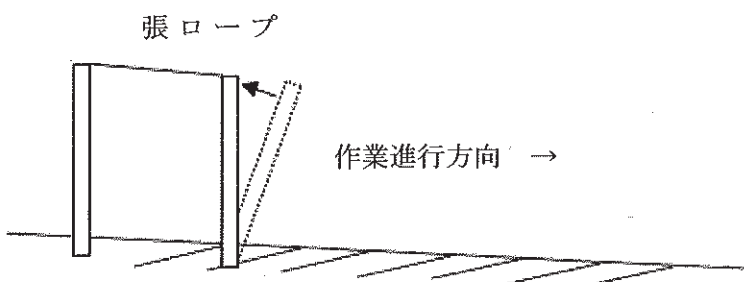
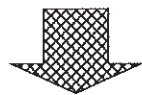
支柱の固定方法



ネットの設置は斜面上方から下方へ進める方が作業は容易である。



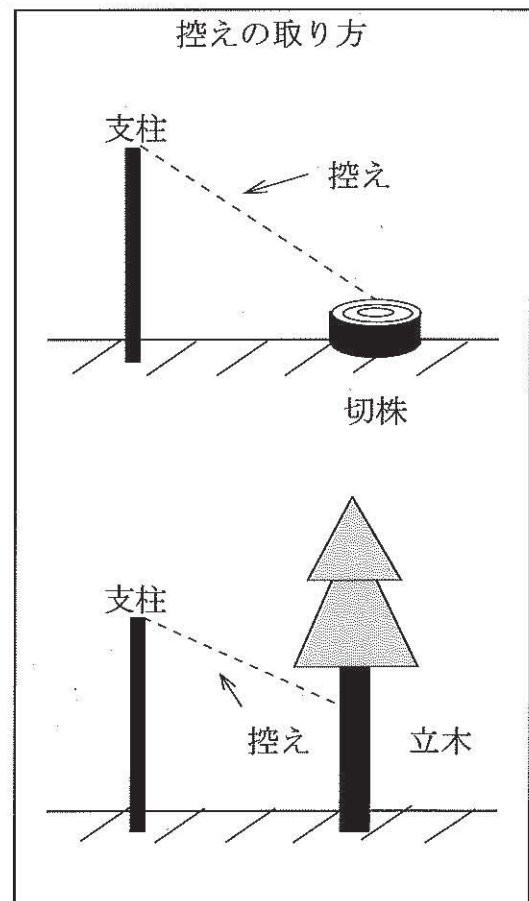
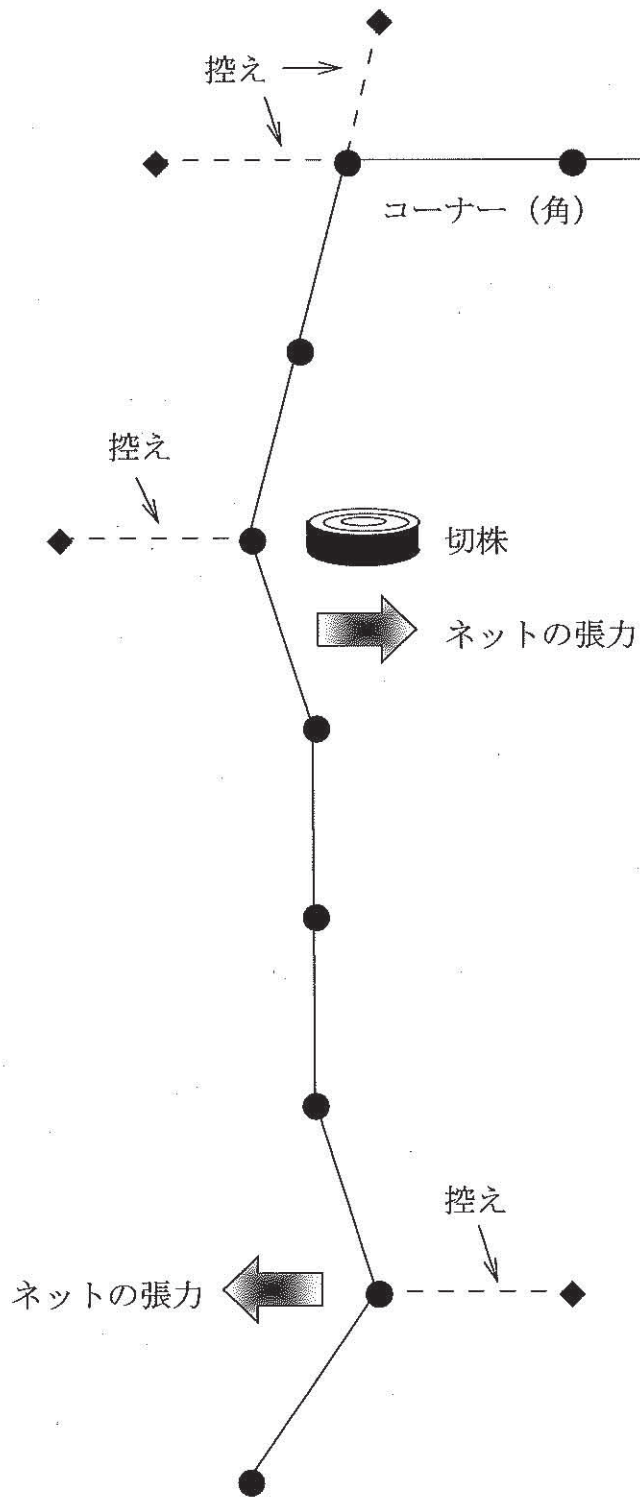
支柱は作業進行(斜面下方)方向へ傾けて打ち込む。



ロープの張力により支柱を引き起こし垂直(最もネットが高く)に仕上げる。

(別図2)

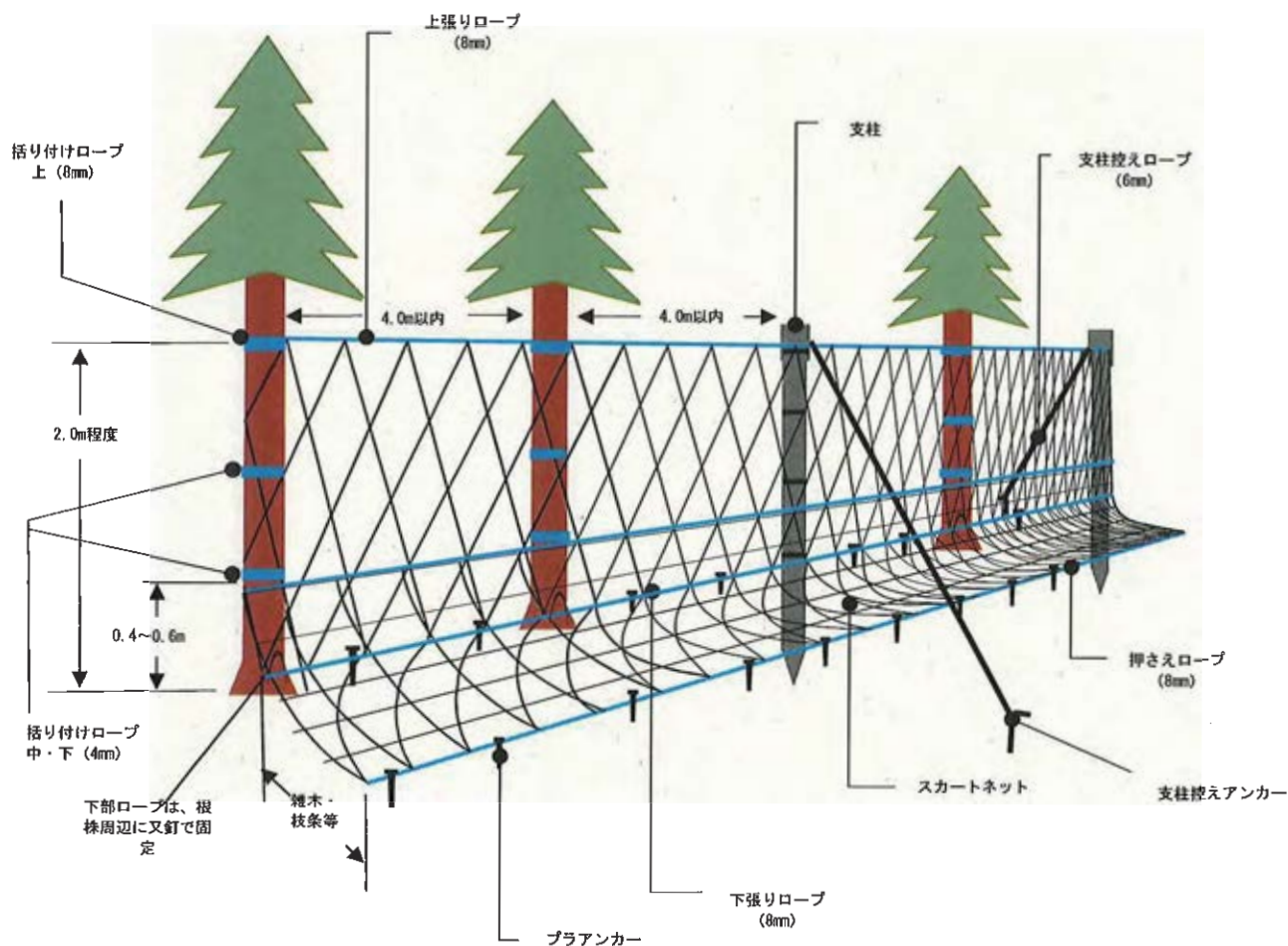
控えロープの設置方法



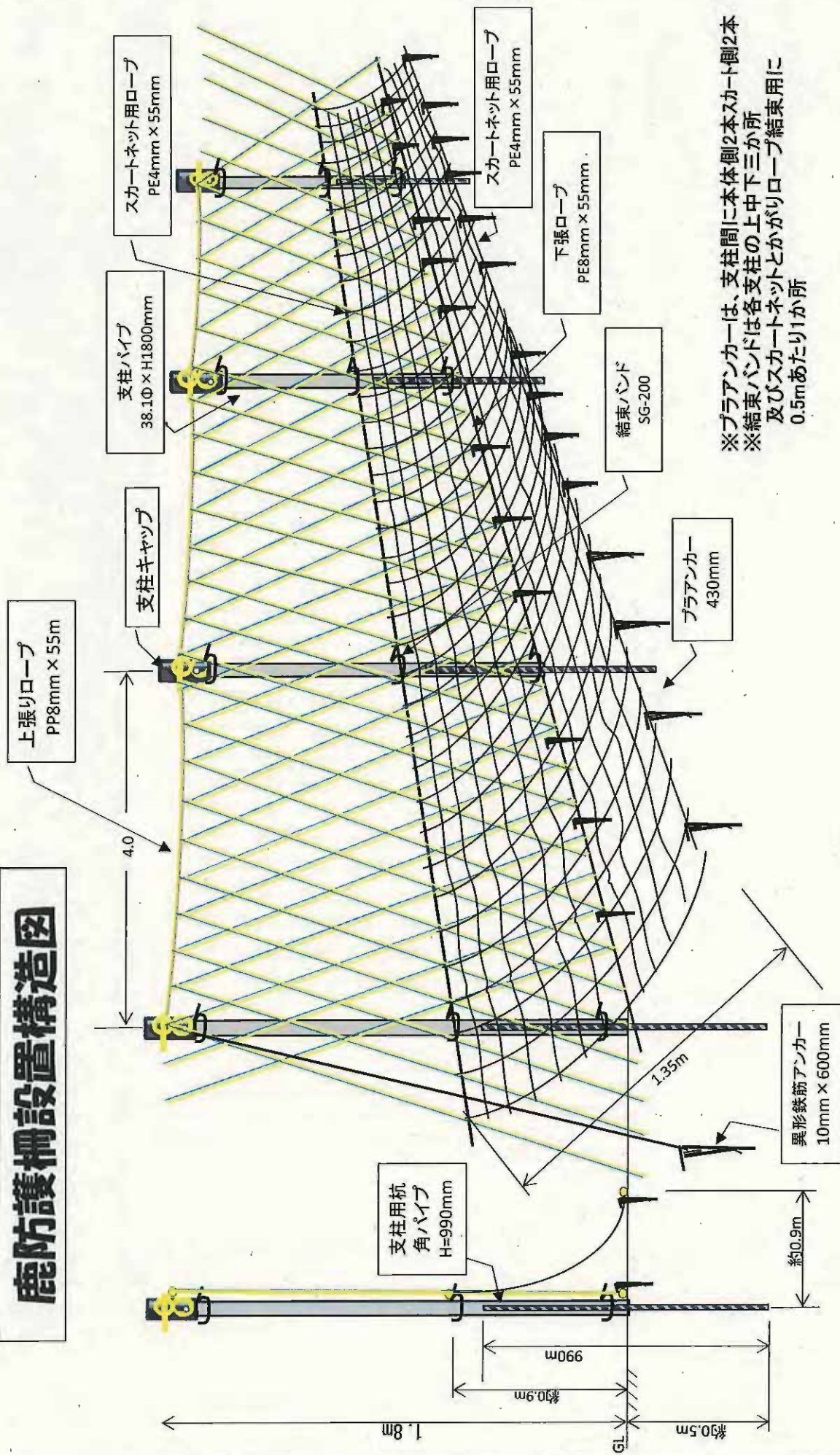
防護柵設置特記仕様書及び標準図（立木及び支柱利用）

- 1 立木を利用した防護柵設置は、防護柵設置仕様書に定める事項の他、下記を基本として設置すること。
- 2 防護柵を設置するために利用する立木は、発注者が指示したものを基本とする。
- 3 立木の間隔は、4 m以内とし、上張りロープが垂れ下がらないよう措置を講じること。
- 4 支柱の設置は、立木の間隔が4 m以上になる場合に設置することを基本とし、地形に応じて、支柱本数を増減すること。
- 5 立木とネットは、上・中・下3箇所、ロープで固定すること。
また、下張りロープは、根株周辺で又釘にて固定すること。。
- 6 スカートネット、ネット、ネットかがりロープは、結束バンドで固定すること。
また、結束バンド間の距離は、50cm程度とすること。
- 7 歩道と接続する箇所は、開閉できる出入口を作製すること。
- 8 その他作業の実施に当たって疑問等のある場合は、監督職員と協議の上実施すること。

【標準図】



鹿防護柵設置構造図



※プランカーは、支柱間に本体側2本スカート側2本
※結束バンドは各支柱の上中下三か所
及びスカートネットとかがりロープ結束用に
0.5mあたり1か所

ネット規格 SN-3

本体：1.8m×50m 100mm目 PE 200D/120本 ステンレス線0.29×4本入り

スカート: 1.35m×50m 100mm目

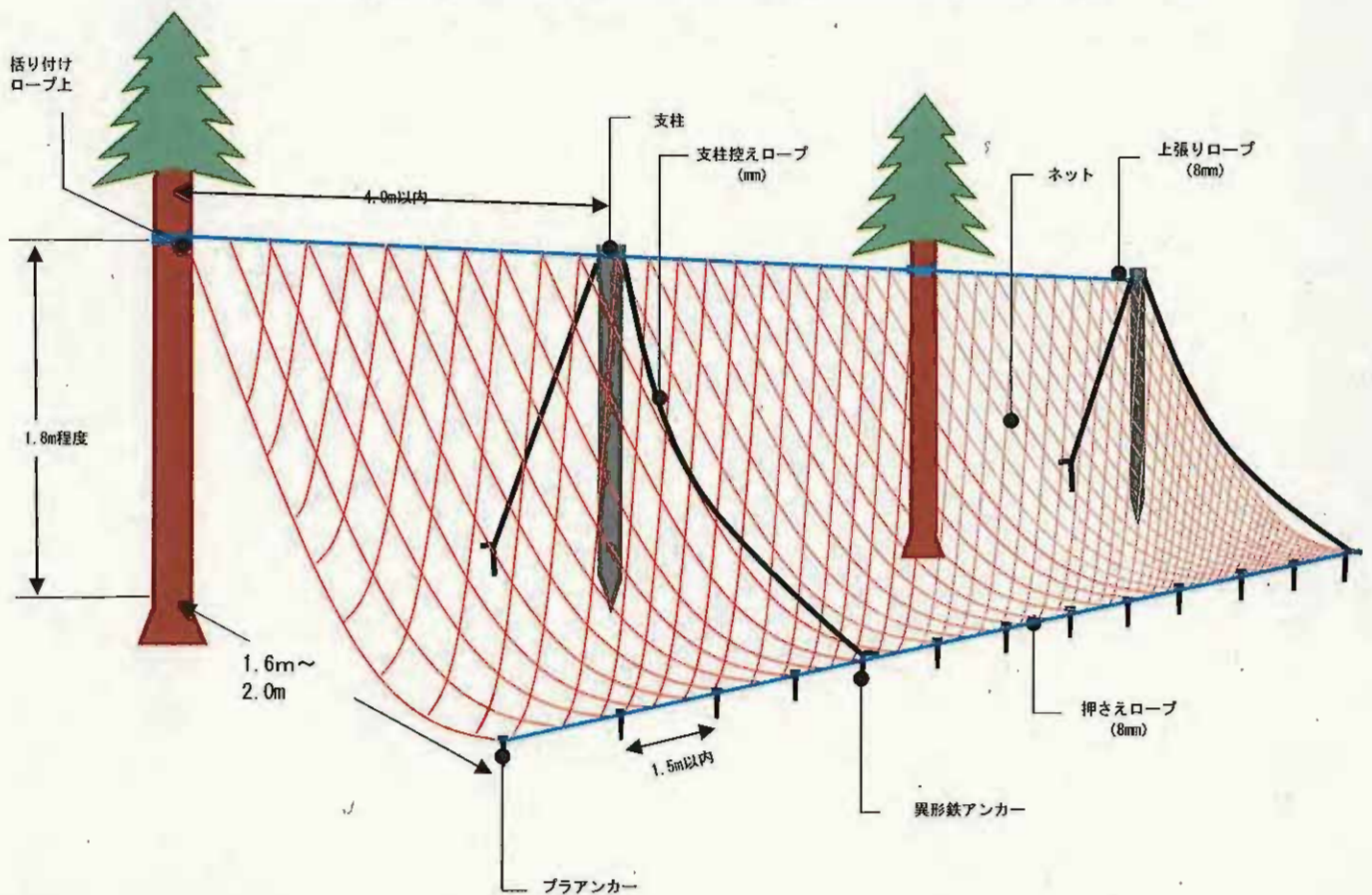
支柱規格

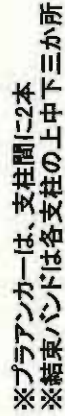
丸パイプ: $38.1\phi \times t0.5\text{mm} \times H1800\text{mm}$

角パイプ:25mm×25mm×t1.6mm×H990mm

防護柵設置特記仕様書及び標準図（斜め張り、立木支柱利用）

- 1 設置箇所は、発注者が指示した箇所とする。
- 2 鹿防護網は、下記の寸法を基本として設置すること。
- 3 鹿防護網設置箇所は、枝条及び下草を取り除き地表整理を行うこと。
- 4 支柱及び立木の間隔は、4 m以内とし、上張りロープが垂れ下がらないよう措置を講じること。
- 5 支柱の設置は、立木の間隔が4 m以上になる場合に設置することを基本とし、地形に応じて、支柱本数を増減すること。
- 6 ネットは、たわみを持たすために押さえロープから30cm程度地面に接するようにすること。
- 7 支柱と押さえロープの間は、1.8m程度とし、傾斜の影響を受ける場合は、1.6m～2.0mの範囲で調整すること。
- 8 プラアンカーは、1.5m以内の間隔に設置し、押さえロープと地面に隙間ができないようにしっかりと固定すること。
- 9 ネットの中心に支柱控えロープを通し、ネットが沈み過ぎないようにすること。
- 10 歩道と接続する箇所は、開閉できる出入口を作製すること。
- 11 その他作業の実施に当たって疑問等のある場合は、監督職員と協議の上実施すること。





支柱規格

丸パイプ:38.1φ×t0.9mm×H1800mm

角パイプ:25mm×25mm×t1.6mm×H1200mm

防護柵購入仕様書

1. 防護柵物品の品質及び規格、数量は、次に示すとおりとする。

物品	品質及び規格	当初契約数量	備考
侵入防止網	網目:100mm目合以下、高さ:1.8m以上、 PE:200d/120本、ステンレス線:0.29mm×4本以上	1300m	
侵入防止網用上張りロープ	PPロープ、径 8mm以上	1430m	
侵入防止網用下張りロープ	PEロープ、径 8mm以上	1430m	
支柱セパレート式上部(丸パイプ)	鉄・厚さ0.5mm、径38.1mm、長さ1.8m	90本	
セパレート式基礎部(角パイプ)	鉄・厚さ1.6mm、25mm角、長さ0.99m	90本	
支柱キャップ	ロープ止め付	90個	
固定アンカー	長さ430mm以上	2275本	
スカートネット	PE、網目:100mm目合以下、幅:1.35m	1300m	
上張りロープ(スカートネット用)	PEロープ 径4mm以上	1430m	
下張りロープ(スカートネット用)	PEロープ 径4mm以上	1430m	
支柱控えロープ	PEロープ 径6mm以上	715m	
支柱控えアンカー	L型異形鉄アンカー系10mm以上、長さ600mm以上	28本	
結束バンド	SG-200	1500本	
扉用支柱	FRP、径35mm、高さ2.4m	5本	
括りつけロープ(上)	PEロープ 径 8mm以上	800m	4m×1箇所×200本
括りつけロープ(中、下)	PEロープ 径 4mm以上	1200m	3m×2箇所×200本

2. 侵入防止網及びロープ等は野生動物に噛み切られる恐れのないものを購入すること。
3. 支柱は、積雪及び強風等により折損等を生じにくいものを購入すること。
4. 防護柵物品購入にあたっては、上記1、2、3の条件及びこれと同等の規格及び品質を有する物品を購入すること。
5. 侵入防止網等は指示した規格及び品質のとおり納入されたか監督職員の確認を受けること。
なお、納品書等は監督職員に必ず提出すること。
6. その他必要事項については監督職員の指示によること。

防護柵購入仕様書(斜め張り用)

1. 防護柵物品の品質及び規格、数量は、次に示すとおりとする。

物品	品質及び規格	当初契約数量	備考
侵入防止柵網	PE:400d/40本・有結、網目:100mm目合、幅:2.5m	700m	
侵入防止網用上張りロープ	PPロープ、径 8mm以上	770m	
侵入防止網用下張りロープ	PEロープ、径 8mm以上	770m	
支柱セパレート式上部(丸パイプ)	鉄・厚さ0.9mm、径38.1mm、長さ1.8m	60本	
セパレート式基礎部(角パイプ)	鉄・厚さ1.6mm、25mm角、長さ1.2m	60本	
支柱キャップ	ロープ止め付	60個	
固定アンカー	長さ430mm以上	467本	
扉用支柱	FRP、径35mm、高さ2.4m	5本	
結束バンド	SG-200	300本	
ネット沈み込み防止/控用ロープ	PEロープ 径6mm以上	605m	
ネット沈み込み防止/控用 アンカー	シャトルアンカー、プラスチック、400mm以上	175本	
括りつけロープ(上)	PEロープ 径 8mm以上	600m	4m×1箇所×150本
括りつけロープ(中、下)	PEロープ 径 4mm以上	900m	3m×2箇所×150本

2. 支柱は、積雪及び強風等により折損等を生じにくいものを購入すること。

3. 防護柵物品購入にあたっては、上記1、2の条件及びこれと同等の規格及び品質を有する物品を購入すること。

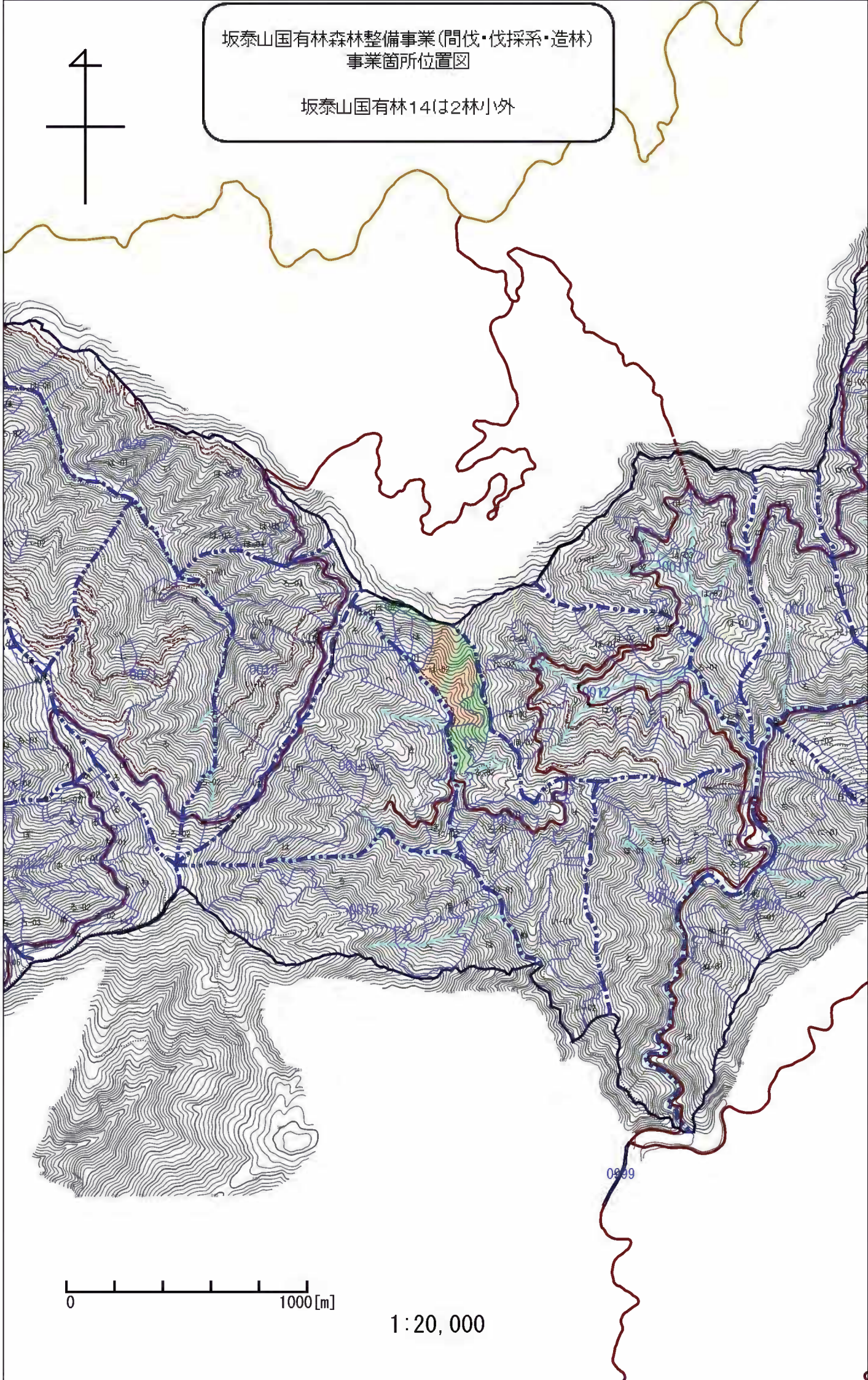
4. 侵入防止網等は指示した規格及び品質のとおり納入されたか監督職員の確認を受けること。

なお、納品書等は監督職員に必ず提出すること。

5. その他必要事項については監督職員の指示によること。

坂泰山国有林森林整備事業(間伐・伐採系・造林)
事業箇所位置図

坂泰山国有林14(は2林小外

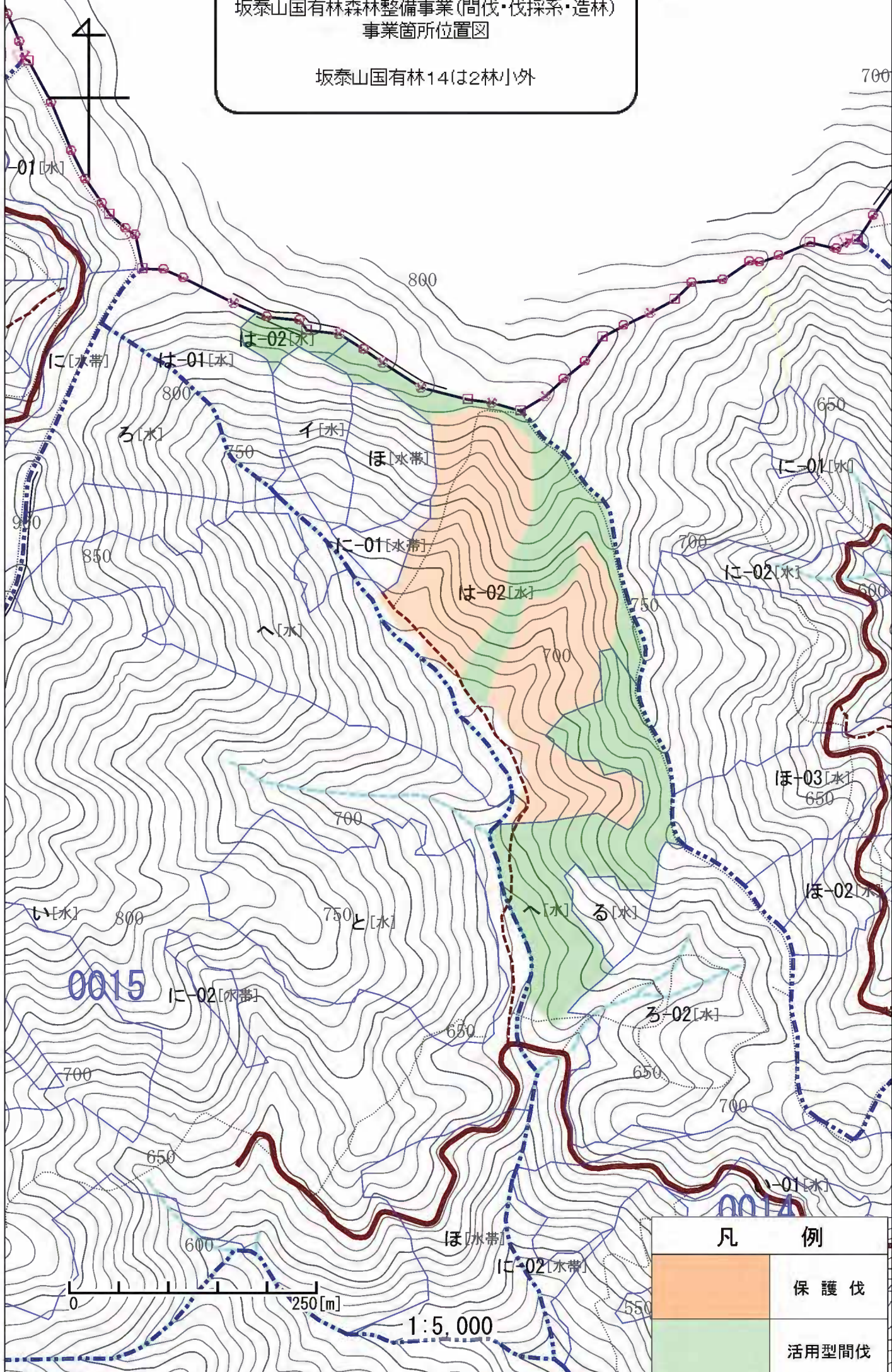


0 1000[m]

1:20,000

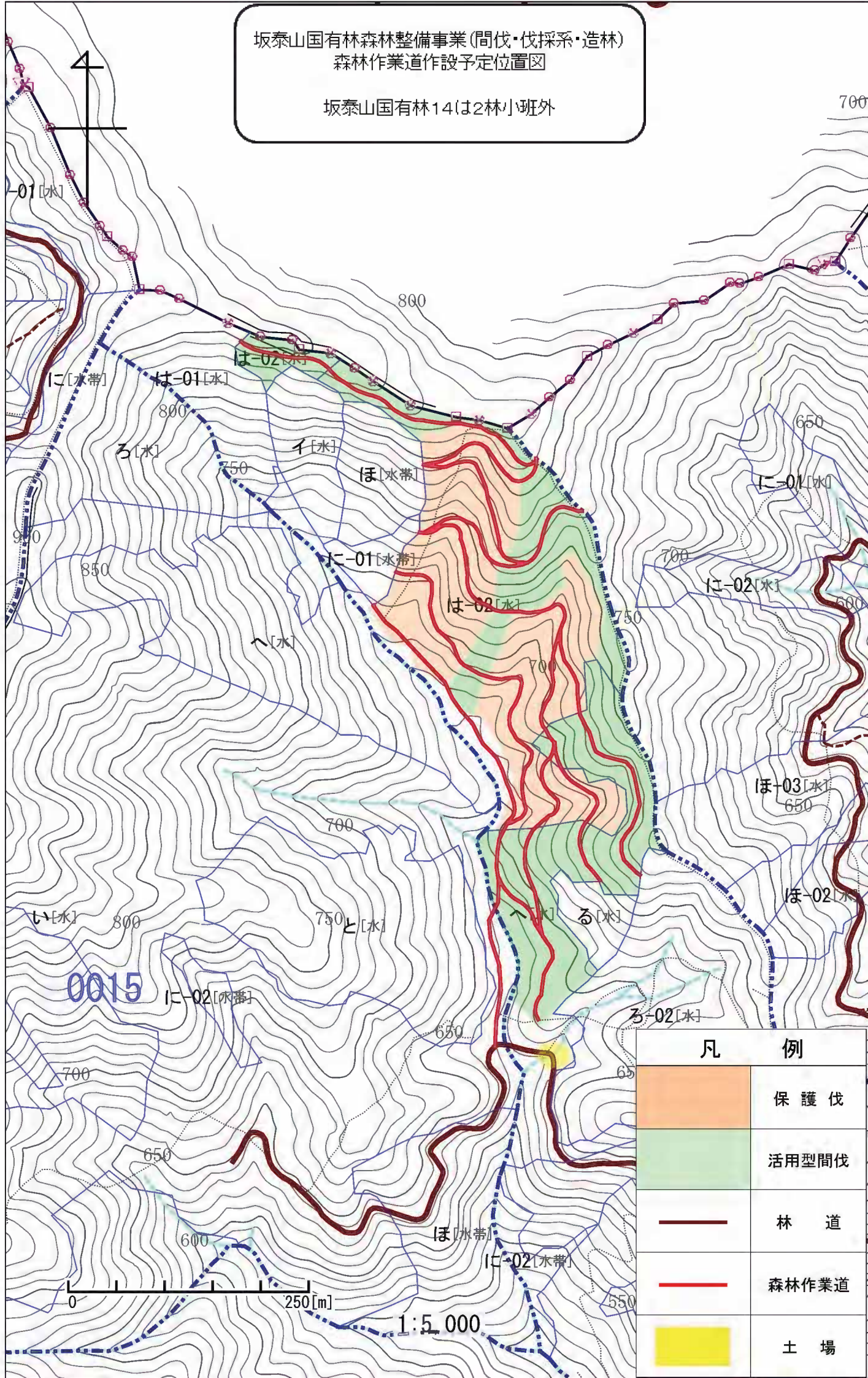
坂泰山国有林森林整備事業(間伐・伐採系・造林)
事業箇所位置図

坂泰山国有林14は2林小外



坂泰山国有林森林整備事業(間伐・伐採系・造林)
森林作業道作設予定位置図

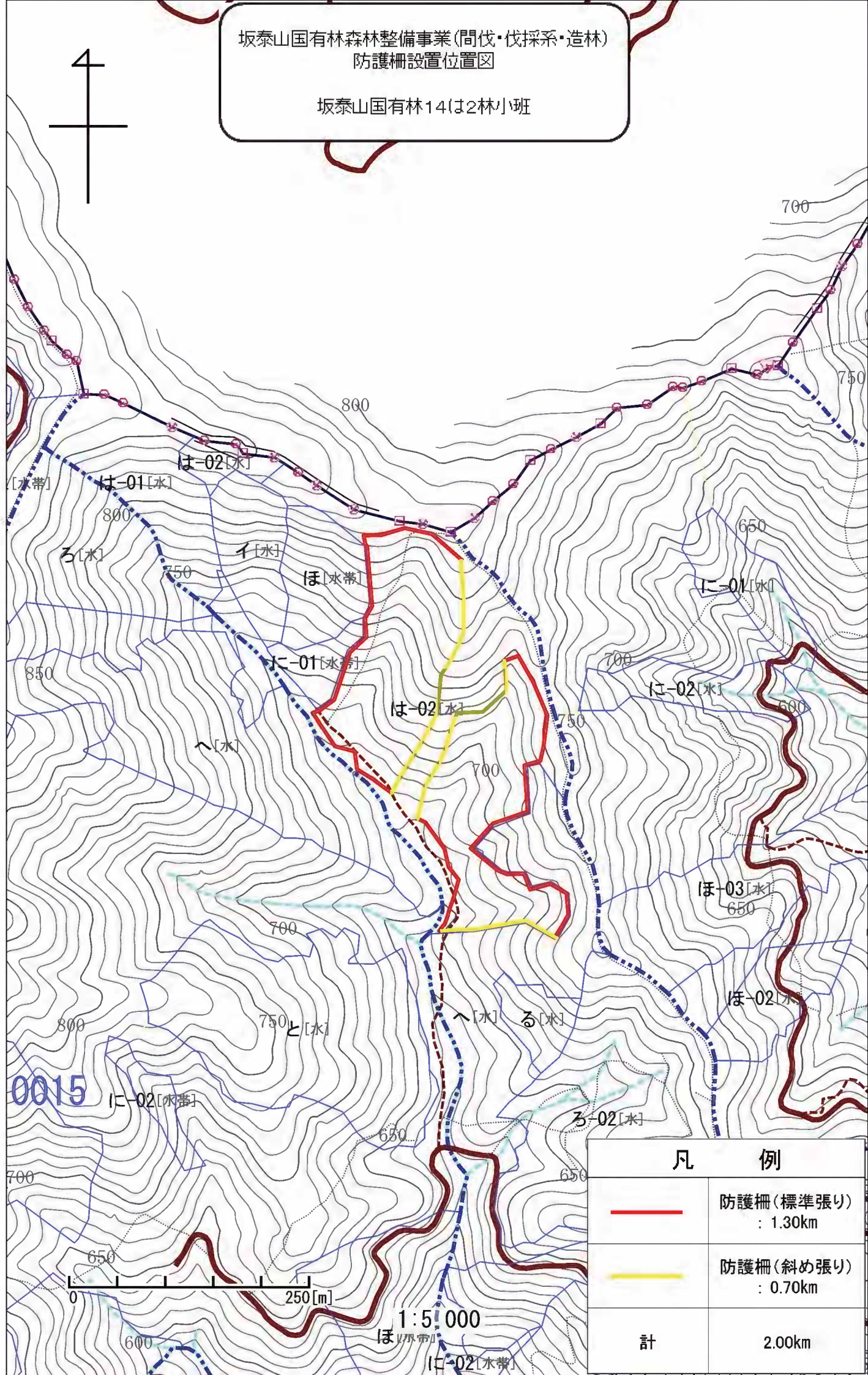
坂泰山国有林14(は2林小班外)



凡 例	
	保 護 伐
	活用型間伐
	林 道
	森林作業道
	土 場

坂泰山国有林森林整備事業(間伐・伐採系・造林)
防護柵設置位置図

坂泰山国有林14は2林小班



契約情報の公表様式

平成28年度 請負事業の契約実績(素材生産等)

和歌山森林管理署

作業種	林小班	森林事務所 (国有林名)	実行数量	作業期間	林分条件			作業条件			
					傾斜	地表植生	平均直径	伐木	集材	造材	運材
保護伐 (皆伐)	14は2	西牟婁 (坂泰山)	4.66ha	契約締結の 日の翌日 ～ H30.2.28	中	中	24	チェンソー	スイングヤーダ (ウインチ使用)	プロセッサ	フォワーダ
活用型間伐	14は2		中		中	24	チェンソー	スイングヤーダ (ウインチ使用)	プロセッサ	フォワーダ	
	14へ		急		中	24	チェンソー	スイングヤーダ (ウインチ使用)	プロセッサ	フォワーダ	

作業種	森林事務所 (国有林名)	林小班	実行数量	作業期間	林分条件		作業条件		
					傾斜及び植生量	作業手段	人員輸送距離 (往復・km)	通勤時間 (往復・分)	通勤起点
植付	西牟婁 (坂泰山)	14は2	4.66ha	契約締結の 日の翌日 ～ H30.2.28	中	人力	37.4	90	田辺市役所 龍神行政局
防護柵設置		14は2	2.00km		中	人力	37.4	90	田辺市役所 龍神行政局

【素材生産及び造林事業】

総合評価落札方式

入札者注意書

入札参加者は、入札公告、入札説明書、仕様書、契約書案及び本書記載事項等、当発注機関が提示した条件を熟知のうえ、入札してください。

1. 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
2. 入札者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
3. 入札者は、落札決定前に他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。
4. 入札書は所定の用紙を使用し、入札物件番号毎に別葉にすること。
5. 入札書には、入札者が消費税に係る課税業者であるか、免税業者であるかを問わず、各入札者が見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を記載すること。
ただし、落札決定に当たっては入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額（契約金額）とする。
6. 入札者は、入札書提出前に競争参加資格があることが確認された旨の通知書の写しを提出すること。
7. 代理人に入札をさせようとするときは、入札前に委任状を提出すること。
8. 代理人が入札をするときは、入札書に代理人である旨を明記すること。
9. 入札・開札の時刻は、入札会場の時計に基づきます。
10. 入札締め切り時刻を過ぎて提出した入札書は、受理しない。
11. 入札者は、暴力団排除に関する誓約事項（別紙）について入札前に確認しなければならず、入札書の提出をもってこれに同意したものとする。
12. 次の各号の一に該当する入札書は、これを無効とする。
 - ① 入札参加資格のない者のした入札。
 - ② 入札物件番号・入札金額・入札者名（代理人を含む。以下同じ。）の確認ができないもの。
 - ③ 入札書に入札者の記名押印のないもの。
 - ④ 郵便入札にあつては、郵便入札書が定められた入札の締切時刻までにその場所に到達しなかったもの。
 - ⑤ 事業内訳書の提出がないもの。
 - ⑥ 暴力団排除に関する誓約事項（別紙）について、虚偽又はこれに反する行為が認められた入札。
 - ⑦ その他入札に関する条件に違反した入札。
13. 一旦提出した入札書は、引き換え、変更又は取り消しをすることができない。
14. 開札前に入札者から錯誤等を理由として、自らのした入札書を無効にしたい旨の申し出があっても受理しない。また、落札宣言後は、錯誤等を理由に入札の無効の申し出があっても受理しない。

15. 開札の結果、予定価格に達するものがない場合は、再度の入札を行なうことがある。
16. 予定価格が1千万円を超える工事又は製造その他の請負契約に係る入札については、低入札価格調査制度があり、次による。
 - (1) 予定価格が1千万円を超える工事又は製造その他請負契約に係る入札において、落札となるべき者の入札価格によっては、当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあつて、著しく不適當であると認められるときは、落札の決定を保留することがある。
 - (2) 前項の当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められる入札を行った者は、当発注機関の調査に協力しなければならない。なお、調査の結果により、最低額の入札者であっても落札者とならない場合もある。
 - (3) 第1項により、落札決定を保留している期間中、入札者は入札を撤回することができない。
 - (4) 第1項の場合において、後日落札者を決定したときは、入札者に通知する。
17. 落札となるべき同価格（総合評価落札方式による場合は「同評価値」）の入札をした者が2人以上あるときは、当該入札者に代わって入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせ落札者を決定する。
18. 契約の成立は、契約書に双方記名押印したときとします。
19. 落札者が契約を結ばないときは、入札保証金又は入札保証保険証券が納付されている場合は当該入札保証金又は入札保証保険証券は国庫に帰属するものととし、入札保証金又は入札保証保険証券が納付されていない場合は落札金額（入札書に記載した金額の100分の108に相当する金額）の100分の5に相当する金額を違約金として徴収する。
20. 入札者が入札場を離れる場合は、必ず入札執行者に連絡すること。
21. 入札者が連合し、又は連合するおそれがあり、その他入札を公正に行うことができない事情があると認めたときは、入札の執行を中止する。
22. 入札者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。
23. 入札を辞退した者はこれを理由として、以降の競争参加資格の審査等について、不利益な取扱いを受けることはない。
24. 入札者が入札を辞退するときは、入札執行前にあつては、入札辞退届を持参または郵送（配達記録が残るものに限る。）により、入札執行前に提出すること。

また、入札執行中にあつては、入札辞退届又は辞退する旨を明確に確認することができる書面を直接提出すること。
25. このほか不明の点は、入札前に問い合わせること。

別紙

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記 1 及び 2 のいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴省の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

上記事項について、入札書の提出をもって誓約します。